

請 願 文 書 表

( 2 4 年 1 2 月 定 例 会 )

受理 番号	受理月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
8	12月4日	亀岡市放課後児童会の 環境改善についての請 願	亀岡市篠町森上垣内22-22  中上 晶子 ほか23人	酒井安紀子 馬場 隆 吉田 千尋	<p>( 請 願 の 要 旨 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども達が落ち着いて過ごすことのできるスペースを確保してください。</li> <li>2 警報発令時の対応や学校から放課後児童会への移動について、安全面からの検討をしてください。</li> <li>3 児童数の増加等に対応できるよう計画的な運営をしてください。</li> <li>4 放課後児童会を亀岡市議会として視察し、現状を把握してください。</li> </ol> <p>( 請 願 の 理 由 )</p> <p>亀岡市の小学校放課後児童会は23箇所で開催され、約630名の児童が在籍しています。放課後や長期休み(夏休み等)の期間中、保護者及び同居の親族その他の者が就労や病気などの理由で児童の保育ができない場合に過ごす場所があるということは、とても有難いことです。</p> <p>しかし、児童の過半数は放課後児童クラブガイドラインに示された1人当たり1.65㎡という基準以下で過ごしており、全体の3割188名は1人当たり1㎡という非常に窮屈な環境にあります。体育館、グラウンド、遊具等の学校施設を可能な限り活用されていますが、教室が開設場所のとき、上級生が授業中(6時間目等)の場合、体育館等は活用できず、また騒いではいけない等、非常にストレスのかかる状態になっています。</p> <p>ガイドラインには「子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。」とありますが、体調が悪い子も過密状態の部屋の隅で木製の長椅子で横になることしかできない開設場所もあります。</p> <p>また、学校から校区外の開設場所まで危険な道路を徒歩で移動している児童が27名います。その他、学校に登校した後に警報が発令された場合、放課後児童会は開設されず下校となりますが、保護者の就労状態により対</p>	総務文教 常任委員会

				<p>応が難しい家庭も多く、下校させることは却って危険です。</p> <p>その他様々な課題がありますが、今までに保護者や児童の声が行政に正式に受け止められたことはありませんでした。</p> <p>そこで101名の署名を添えて平成24年9月11日に添付資料の通り社会教育課を通じて亀岡市に要望書を提出しましたが、現在の場所・人員の枠の中での努力で解決できることには限界があります。</p> <p>亀岡市議会におかれましては、実際に過密状態の現場をご覧いただき、子ども達の健やかな成長と安全のために必要な措置がされるようご支援賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	
--	--	--	--	---	--